

バイオマスマーク事業諸規程改定のポイント

2026 年 6 月 1 日発効

■ 見直しの背景及び目的

- ・ 消費者に正しく認定商品の情報を伝える
- ・ 事業者 zu 公平な制度とする
- ・ 事業者が運用しやすい制度とする
- ・ 審査基準を明確にする

■ 見直し事項

1. 規程に記載している用語の整理、変更
2. 申請商品名、申請時の使用部位の記載方法の変更
 - ・ 申請商品が商品的一部分の場合は申請商品名に使用部位を反映する
 - ・ 申請商品の販売名、品番・型式を記載する
 - ・ 申請商品を OEM 商品とする場合の情報を記載する
3. 申請商品の範囲の整理
 - ・ 申請できないものに、粗製品、食品、医薬品のほか、医薬部外品、化粧品、農薬を加えた
 - ・ バイオマス原材料、石油由来の主原料、異なる表示バイオマス度について規定「同一目的」という規定を削除
 - ・ 申請商品の用途、分類の追加
4. 安全性、品質、機能性に関する考え方、安全性確認資料の整理
 - ・ 申請商品の安全性、品質、機能性は申請事業者の責任
 - ・ 誓約書の提出
 - 申請書類の内容に虚偽がないこと
 - 関係法令に違反がないこと
 - 安全性、品質、機能性が確認された商品を申請すること
 - ・ 安全性を認定取り消しの要件に追加する
 - ・ バイオマスの機能を紐づけする商品については、根拠資料を求める
 - ・ バイオマスの機能以外の商品の機能については、審査内容から除外
5. バイオマスマーク認定申請書に添付する資料の整理
 - ・ 原材料の SDS は、SDS 発行元の最新版を提出

- ・ 食品用途の器具及び容器包装は、申請商品の厚生省告示 370 号の適合証明提出
 - ・ 食品用途の合成樹脂製品は、原材料のポジティブリスト適合宣言書を提出
 - ・ 生分解性、機能性に関する確認書面の提出不要
6. 変更審査料の改定、変更審査内容の整理
- ・ 変更審査料を ¥ 1 5, 0 0 0 + 税とした
 - ・ 変更審査料が必要な内容と不要な内容を整理した
7. バイオマスマークの表示と販売品の管理
- ・ バイオマスマークを認定商品等に表示する場合、事務局の了承が必要
 - ・ バイオマスマークが表示されている販売品名を事務局で管理する
 - ・ 事務局は、表示案を保管する。
 - ・ 使用契約者がバイオマスマーク認定商品を提供した先の者の販売品の事務局での管理方法を整理した
 - ・ 使用契約者がバイオマスマーク認定商品を提供した先の者の表示の確認は使用契約者を通じて表示案を事務局へ提出
8. バイオマスマーク認定商品の併用
- ・ 2 0 2 6 年 6 月 1 日以降、バイオマス度が異なる場合や使用契約者が異なる場合のバイオマスマークの統合を認めない
 - ・ すでに発行されている認定番号の継続手続きは可能
 - ・ 認定番号の使用終了後、認定番号の継続手続き不可
9. バイオマスマーク表示ガイド改定
- ・ バイオマスマーク及び認定番号に加え、使用部位を記載する
 - ・ 複数の認定商品で構成されている場合の使用部位の表記法の整理
 - ・ バイオマスマークに関連する説明文の整理
 - ・ 普及啓発用バイオマスマークの使用
 - ・ 海外での使用の注意

以上